

トロッコ亀岡駅をご利用のお客さまへ

この度は、トロッコ亀岡駅(京都府亀岡市)バリアフリー化設備等整備事業にご協力いただきありがとうございました。

平成26年度地域公共交通確保維持改善事業にて、国、亀岡市から一部補助を受け、駅での移動及び利用に関する安全性の向上を目指し、「段差の解消」、「視覚障害者誘導用ブロックの整備」、「障がい者対応便所の設置」として、エレベーター設置、誘導ブロック、多機能トイレ化等の整備を行いました。

この度、事業が完了しトロッコ亀岡駅バリアフリー化設備等整備協議会にて評価を行いましたので、所定の様式によりご利用のお客さまへ公表させていただきます。

《事業評価の結果》

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通改善事業計画に基づく事業)

平成28年1月25日

協議会名:トロッコ亀岡駅(京都府亀岡市)バリアフリー化設備等整備協議会

評価対象事業名:地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
嵯峨野観光鉄道株式会社 トロッコ亀岡駅	エレベーター1基 多機能トイレ 点字ブロック整備 触知案内図 情報提供装置		A 計画通り事業は適切に実施された。	A 1日の平均利用者数が3,700人の駅における移動及び利用に係る安全性の向上が図られた。	平成26年度で整備事業は終了した。

【各評価項目の評価基準】

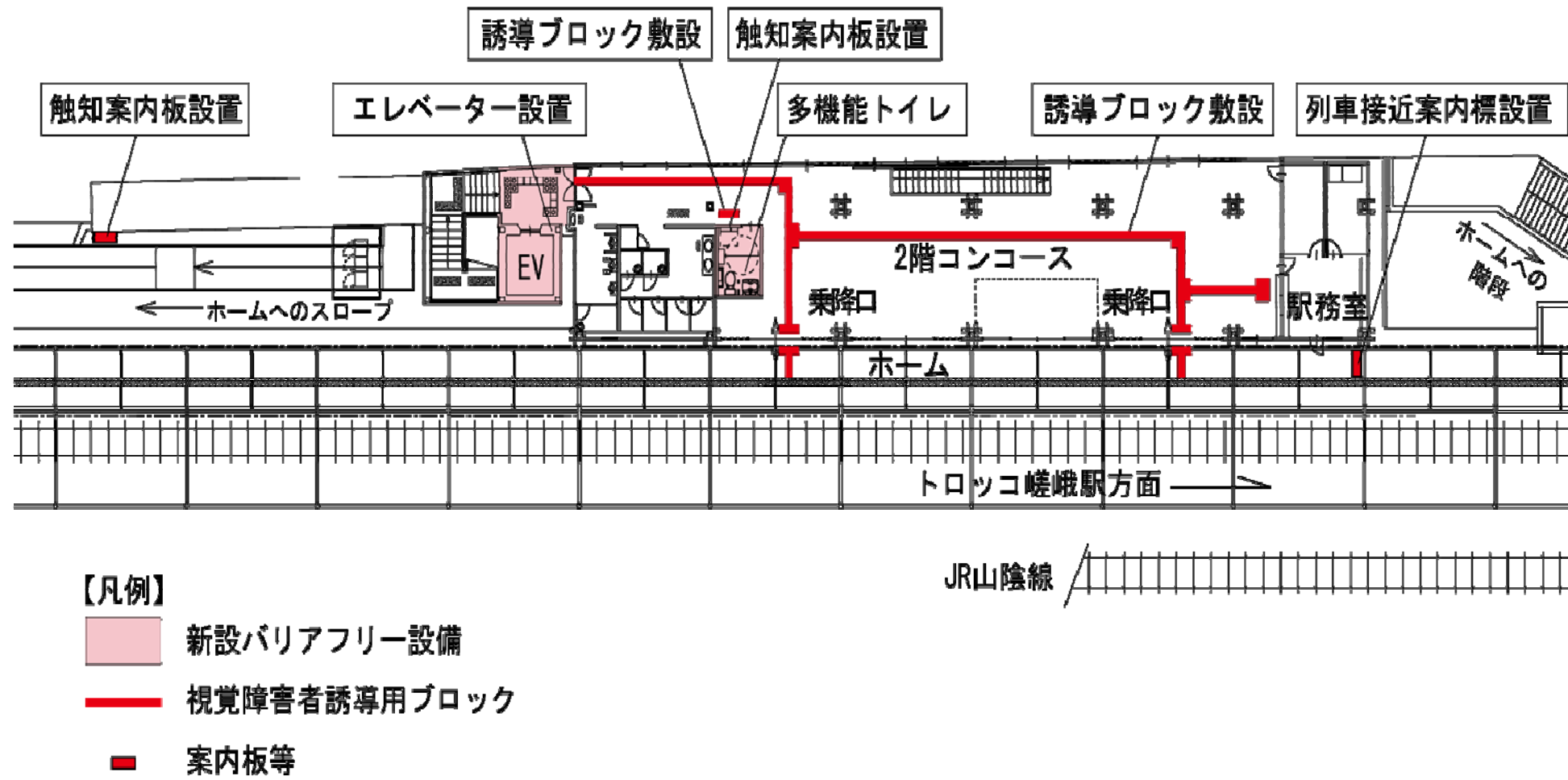
④事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された(されている)。
- B…事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
- C…事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。

⑤目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)。

《今回の整備内容》



《主な整備内容》



エレベーター整備



ブロック整備状況



多機能トイレ整備状況